

報告第15号

新市名称候補選定結果について

新市名称候補選定小委員会からの新市名称選定結果について、次のとおり報告する。

平成16年3月26日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

平成16年 3月 8日

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川光男様

新市名称候補選定小委員会
委員長 門間光夫

新市名称候補の選定結果について

新市名称候補選定小委員会は、応募のあった2,547点、うち有効2,523点、1,154種類の新市名称候補について、選定基準に基づき協議いたしました。

新市名称は、将来的にも深く住民生活に直結することから、委員のあらゆる観点からの意見調整を踏まえ、公正かつ慎重に検討を進めてまいりました。

選定の結果、地域の人々においては、等しく未永く愛着が持て、訪れる人々にも好感が持てる新たな市にふさわしい新市名称候補として、個々の選定理由を付して報告します。

新市名称候補選定小委員会協議経過について

第1回新市名称候補選定小委員会

- ・開催日時 平成16年 1月20日(火) 午後2時～3時5分
- ・開催場所 天王町福祉センター
- ・会議内容 (1)委嘱状の交付
(2)新市名称候補選定小委員会設置要領及び新市名称募集要項の報告
(3)協議事項
 - ・委員長及び副委員長の選出について
 - ・新市名称候補選定基準及び選定方法(案)について
 - ・次回開催日について

第1次選定(新市名称候補選定小委員会委員による郵便投票)

応募総数2,547点のうち、有効2,523点、1,154種類の中から各委員が選定基準に基づき、各自10作品を選定。

- ・実施日時 平成16年 2月16日(月)から26日(木)まで
- ・実施結果 45作品

第2次選定(第2回新市名称候補選定小委員会)

- ・開催日時 平成16年 3月 1日(月) 午後1時30分～3時40分
- ・開催場所 天王町福祉センター
- ・会議内容 (1)新市名称候補第1次選定(郵便投票)結果の報告
(2)協議事項
 - ・新市名称候補第2次選定について

・協議結果

第1次選定(郵便投票)で選定された45作品の中から協議により新市名称候補10作品を選定した。

新市名称候補選定結果及び選定理由

【五十音順】

番号	ふりがな	選 定 理 由
	名 称	
1	おうわだし	三町の二番目の文字を組み合わせ、謙虚な心の中にも大きな進歩を目指し、三町合併の証を残したい。旧三町にこだわらず、和を大切に、市の基幹産業を中心とした緑豊かな田園都市を目指している。
	王和田市	
2	かたがみし	平安初期、元慶2年(878)に出羽の国に反乱があり、「三代実録」によれば、秋田城への反乱12村落の中で「方上村」が記録されており、自然発生的村落の初見である。その地域は今日の天王、昭和、飯田川の3町地域と推定されている。「方上」の「方」は瀉の意味で「瀉上」にして市名とした。「類聚和名抄」(源順著)によれば、三町を含む一帯が「方上郷」となり、一つのまとまりを見せた地域となっている。
	瀉上市	
3	こなんし	三町は、八郎湖の南部に位置し、地理的条件から湖南地区として愛称されている。ごみ処理広域組合も「湖南」を使用している。湖南地区の三町に不平等が生じないよう素直に親しまれ、新市の飛躍・発展につながることを念願している。
	湖南市	
4	こりゅうし	「竜」は、八郎湖の伝説にある八郎太郎をイメージしている。また、天に昇る昇竜の運勢の良い縁起である。新市の限りない発展への願いが込められている。
	湖竜市	
5	さんえいし	三町が合併したことがイメージでき、将来、栄える地域になるようにとの願いが込められている。
	三栄市	

番号	ふりがな	選 定 理 由
	名 称	
6	とよさとし	<p>「豊なるふるさと」として、新市の将来の展望を図り、更なる発展・繁栄の願いが込められている。</p>
	豊 郷 市	
7	はちろうし	<p>八郎潟の主、八郎太郎の名を冠することにより、八郎太郎伝説とともに風土が理解できる。八郎太郎の力強い飛翔を願った新しい市名でありたいという願いが込められている。</p>
	八 郎 市	
8	ほなみし	<p>自然が豊で、心が潤うような景観のなかで、安心して暮らせる地域づくりを目指し、基幹産業である農業の発展を願っている。</p>
	穂 波 市	
9	みずほし	<p>「みずほ」、この和語の響きが心地よい。「水」は「八郎潟、日本海、生命の水」へと、「穂」は「稲」に代表される豊かな生産活動へとイメージを広げている。</p>
	水 穂 市	
10	みどりし	<p>「みどり」は、命のめばえ～成長～発展をイメージさせる。どの年代にも親しみやすく、新市の海・湖・土地の若々しい、力強い発展と希望、郷土愛へとつながる。</p>
	み どり 市	

協議第9号

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり提案する。

平成16年3月26日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

新市の名称は、とする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 3

協議事項	新市の名称について	関係項目
調整の内容	新市の名称は、 <input type="text"/> とする。	

新市の名称 説明資料		
新市名称候補	新市名称候補	名称は「五十音順」に記載しています。
番号	名称	選定理由
1	おうわだし 王和田市	三町の二番目の文字を組み合わせ、謙虚な心の中にも大きな進歩を目指し、三町合併の証を残したい。旧三町にこだわらず、和を大切に、市の基幹産業を中心とした緑豊かな田園都市を目指している。
2	かたがみし 潟上市	平安初期、元慶2年(878)に出羽の国に反乱があり、「三代実録」によれば、秋田城への反乱12村落の中で「方上村」が記録されており、自然発生的村落の初見である。その地域は今日の天王、昭和、飯田川の3町地域と推定されている。「方上」の「方」は潟の意味で「潟上」にして市名とした。「類聚和名抄」(源順著)によれば、三町を含む一帯が「方上郷」となり、一つのまとまりを見せた地域となっている。
3	こなんし 湖南市	三町は、八郎湖の南部に位置し、地理的条件から湖南地区として愛称されている。ごみ処理広域組合も「湖南」を使用している。湖南地区の三町に不平等が生じないよう素直に親しまれ、新市の飛躍・発展につながることを願っている。
4	こりゅうし 湖竜市	「竜」は、八郎湖の伝説にある八郎太郎をイメージしている。また、天に昇る昇竜の運勢の良い縁起である。新市の限りない発展への願いが込められている。
5	さんえいし 三栄市	三町が合併したことがイメージでき、将来、栄える地域になるようにとの願いが込められている。
6	とよさとし 豊郷市	「豊なるふるさと」として、新市の将来の展望を図り、更なる発展・繁栄の願いが込められている。
7	はちろうし 八郎市	八郎潟の主、八郎太郎の名を冠することにより、八郎太郎伝説とともに風土が理解できる。八郎太郎の力強い飛翔を願った新しい市名でありたいという願いが込められている。
8	ほなみし 穂波市	自然が豊で、心が潤うような景観のなかで、安心して暮らせる地域づくりを目指し、基幹産業である農業の発展を願っている。
9	みずほし 水穂市	「みずほ」、この和語の響きが心地よい。「水」は「八郎潟、日本海、生命の水」へと、「穂」は「稲」に代表される豊かな生産活動へとイメージを広げている。
10	みどりし みどり市	「みどり」は、命のめばえ～成長～発展をイメージさせる。どの年代にも親しみやすく、新市の海・湖・土地の若々しい、力強い発展と希望、郷土愛へとつながる。

協議第15号 《継続協議》

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月28日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

- 1．議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
- 2．新市の議会議員の定数は、 人とする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 6

協議事項	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整内容	1. 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 2. 新市の議会議員の定数は、 人とする。		

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
定数 20人 任期満了日 平成19年2月15日	定数 18人 任期満了日 平成17年9月29日	定数 16人 任期満了日 平成18年10月29日	1 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 2 新市の議会議員の定数は、 人とする。

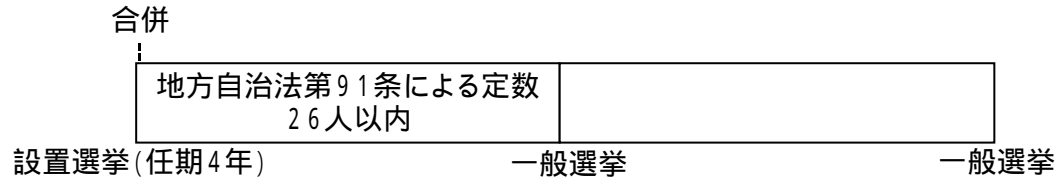
議会の定数特例・在任特例について(新設合併)

1 天王町、昭和町及び飯田川町の現状等

	法定 議員定数	各町条例 議員定数	定数特例	在任特例	(単位:人)	
					人口 (平12国調)	任期
天王町	26	20	26 × 2	20	21,687	H19.2.15
昭和町	18	18		18	8,997	H17.9.29
飯田川町	18	16		16	5,027	H18.10.29
計	62	54	52	54	35,711	

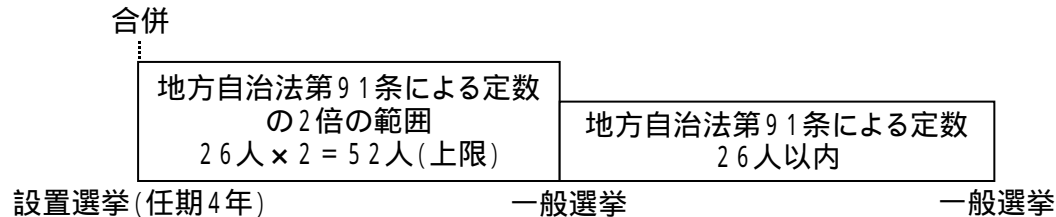
2 原則(特例措置の適用なし)

合併前の市町村の議員はすべて身分を失い、合併後50日以内に新たな議員の設置選挙を行う。



3 定数特例(特例法第6条第1項の適用)

合併する市町村が協議を行い、法定定数の2倍以内で議員定数を設定し、合併後50日以内に設置選挙を行う。



4 在任特例(特例法第7条第1項第1号の適用)

合併する市町村が協議を行い、合併前の市町村の議員全員が合併後2年以内の期間引き続き在任する。



参 考 資 料

県内合併協議会 議会議員の任期の取扱い

協議会で確認済

合併期日 平成16年11月1日とする。
人口 24,207人 (法定数)26人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	在任特例期間
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会	3町村	在任	平成17年9月30日	22人 11ヶ月

	現在の議員定数	任期満了日
千畑町	18人(16人)	平成16年3月30日
六郷町	16人	平成19年4月30日
仙南村	16人	平成17年9月29日
計	50人(48人)	

H15.1.1選挙から16人

協議会で協議中

合併期日 平成17年3月までとする。
人口 92,843人 (法定数)30人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	在任特例期間
本荘由利一市七町合併協議会	8市町	在任	平成17年10月31日	30人 7ヶ月

	現在の議員定数	任期満了日
本荘市	24人	平成19年4月29日
矢島町	16人	平成19年4月29日
岩城町	16人	平成16年7月27日
由利町	16人(14人)	平成15年12月7日
大内町	18人(16人)	平成17年9月29日
東由利町	14人	平成16年7月22日
西目町	14人	平成19年4月30日
鳥海町	16人	平成16年3月30日
計	134人(130人)	

H15.1.1選挙から14人

H15.1.1選挙から16人

参 考 資 料

協議会で協議中

合併期日 平成17年3月末日以前とする。
人口 33,565人 (法定数)26人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況		在任特例期間
田沢湖・角館・西木合併協議会	3町村	在任	平成17年10月31日	24人	7ヶ月

	現在の議員定数	任期満了日
田沢湖町	20人	平成17年 9月29日
角館町	20人	平成16年 3月30日
西木村	16人	平成17年 9月29日
計	56人	

協議会で協議中

合併期日 平成17年3月31日以内とする。
人口 58,504人 (法定数)30人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況		在任特例期間
湯沢雄勝合併協議会	4市町村	在任	(平成17年 9月30日)	(30人)	(6ヶ月)

	現在の議員定数	任期満了日
湯沢市	24人	平成19年 4月29日
稲川町	20人	平成17年 9月29日
雄勝町	18人	平成16年 4月14日
皆瀬村	14人	平成19年 4月29日
計	76人	

平成16年1月26日協議会において、議員30人、在任特例期間6ヶ月は賛成少数で否決された。

参考資料

協議会で協議中

合併期日 平成17年3月22日とする。
人口 90,421人 (法定数)30人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	在任特例期間
大曲仙北合併協議会	8市町村	在任	平成18年3月22日以内	30人 1年以内

	現在の議員定数	任期満了日
大曲市	24人	平成19年5月2日
神岡町	16人	平成16年3月30日
西仙北町	18人	平成16年2月29日
中仙町	20人	平成19年11月2日
協和町	18人	平成16年3月30日
南外村	14人	平成16年3月30日
仙北町	18人	平成16年3月30日
太田町	18人	平成16年3月30日
計	146人	

平成16年2月9日協議会
において、議員30人、
在任特例期間は1年以内
とすることが確認された。

議会議員の身分に関する参考資料

単位:千円

番 号	任 期	定 数	在任特例の場合の報酬総額 (54人の場合) (A)	設置選挙をした場合の在任特例期間対応報酬総額 (26人、24人、22人、20人) (B)		報酬総額差額 (A) - (B)
1	6ヶ月	54人	天王町の報酬とした場合 106,566	26人	51,601	54,965
				24人	47,675	58,891
				22人	43,749	62,817
				20人	39,823	66,743
2	1年	54人	天王町の報酬とした場合 213,133	26人	103,201	109,932
				24人	95,349	117,784
				22人	87,497	125,636
				20人	79,645	133,488
3	1年6ヶ月	54人	天王町の報酬とした場合 319,699	26人	154,802	164,897
				24人	143,024	176,675
				22人	131,246	188,453
				20人	119,468	200,231
4	2年	54人	天王町の報酬とした場合 426,266	26人	206,402	219,864
				24人	190,698	235,568
				22人	174,994	251,272
				20人	159,290	266,976

報酬の総額に6月、12月期末手当を含む。ただし、共済費負担金は含まず。

〈報 酬〉

天王町(議長:295,000円、副議長:265,000円、議員:245,000円)
昭和町(議長:285,000円、副議長:255,000円、議員:245,000円)
飯田川町(議長:270,000円、副議長:245,000円、議員:230,000円)

協議第16号 《継続協議》

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月28日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 新市に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
2. 新市の選挙による委員の定数は、 人とする。また農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による選任による委員の定数は、 人とする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 7

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	関係項目
調整の内容	<p>1. 新市に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2. 新市の選挙による委員の定数は、 人とする。また農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による選任による委員の定数は、 人とする。</p>	

	天王町	昭和町	飯田川町
現在の農業委員会委員の数及び任期	* 総数 17人	* 総数 15人	* 総数 15人
	選挙による委員 10人(定数10人)	選挙による委員 11人(定数11人)	選挙による委員 11人(定数12人)
	選任による委員 7人	選任による委員 4人	選任による委員 4人
	・農業協同組合推薦 1人	・農業協同組合推薦 1人	・農業協同組合推薦 1人
	・農業共済組合推薦 1人	・農業共済組合推薦 1人	・農業共済組合推薦 1人
	・町議会推薦 5人	・町議会推薦 2人	・町議会推薦 2人
	* 任期満了日 平成17年7月19日	* 任期満了日 平成17年7月19日	* 任期満了日 平成17年7月19日
農地面積 (ha) 1,499	農地面積 (ha) 977	農地面積 (ha) 648	
農家数 (戸) 726 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	農家数 (戸) 766 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	農家数 (戸) 362 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	

区 分		選任方法等	定 数	任 期	根 拠 法 令
新市に1つの委員会を置く 場合	原 則	新たに選挙する	条例で定める数	3年	農業委員会等に関する法律第3条、第7条及び第15条の各第1項
	特 例	右記の定数を超えるときは、合併関係市町村の選挙による委員で互選する	協議により80を超えず10を下らない数	合併後1年を超えない範囲で合併関係市町村の協議で定める期間	農業委員会等に関する法律第3条、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項

在任特例の場合

【参考】合併後の農業委員会の委員

選挙による委員 《32人》

*現在の3町の農業委員が、合併の日から1年を超えない範囲で引き続き在任する。
「市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号」

天王町 10人
昭和町 11人
飯田川町 11人

選任による委員 《8人以内》

*現在の委員は合併前日に失職し、新たに選任する。
「農業委員会等に関する法律第12条第1項」

農業協同組合が推薦した理事 2人
農業共済組合が推薦した理事 1人
市議会が推薦した学識経験者 5人以内

参考資料

県内合併協議会 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議会で確認済

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	選挙による委員
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会	3町村	在任	平成17年7月19日	20人

	委員定数合計	選挙による委員	議会推薦	農協・共済推薦	任期満了日
千畑町	16人	12人	2人	2人	平成17年7月19日
六郷町	12人	10人	1人	2人	平成17年7月19日
仙南村	16人	10人	3人	3人	平成17年7月19日
計		32人			

協議会で確認済

農業委員会選挙人名簿数 34,857人(平成14年3月31日)

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	選挙による委員
大曲仙北合併協議会	8市町村	在任	平成17年7月19日	40と30人

2つの農業委員会 旧市町村ごとに選挙区を設ける

大曲市・中仙町・仙北町・太田町 40人 + (7)
 神岡町・西仙北町・協和町・南外村 30人 + (7)
 選挙による人数 + 選任委員

	委員定数合計	選挙による委員	議会推薦	農協・共済推薦	任期満了日
大曲市	22人	17人	3人	2人	平成17年7月19日
神岡町	15人	10人	3人	2人	平成17年7月19日
西仙北町	16人	13人	1人	2人	平成17年7月19日
中仙町	20人	14人	4人	2人	平成17年7月19日
協和町	15人	12人	1人	2人	平成17年7月19日
南外村	14人	10人	2人	2人	平成17年7月19日
仙北町	17人	12人	3人	2人	平成17年7月19日
太田町	18人	12人	4人	2人	平成17年7月19日
計		100人			

参考資料

協議会で協議中

農業委員会選挙人名簿数 7,411人(平成14年3月31日)

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	選挙による委員
田沢湖・角館・西木合併協議会	3町村	在任	平成17年7月19日	20人

	委員定数合計	選挙による委員	議会推薦	農協・共済推薦	任期満了日
田沢湖町	19人	14人	3人	2人	平成17年7月19日
角館町	16人	11人	3人	2人	平成17年7月19日
西木村	15人	10人	3人	2人	平成17年7月19日
計		35人			

協議会で協議中

農業委員会選挙人名簿数 19,468人(平成14年3月31日)

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	選挙による委員
湯沢雄勝合併協議会	4市町村	在任	平成17年7月31日	40人

	委員定数合計	選挙による委員	議会推薦	農協・共済推薦	任期満了日
湯沢市	24人	20人	2人	2人	平成17年7月19日
稲川町	14人	10人	2人	2人	平成17年7月19日
雄勝町	18人	15人	1人	2人	平成17年7月19日
皆瀬村	14人	10人	2人	2人	平成17年7月19日
計		55人			

農業委員会調整会議による農業委員会の 定数及び任期の取扱いについて（案）

（会議の経緯）

1. 日時 平成15年8月7日（金） 午後3時
2. 場所 昭和町役場第4会議室
3. 出席者 天王町、昭和町、飯田川町各農業委員会会長 3名、会長職務代理者 3名
各町農業委員会事務局長 3名、事務局員 3名 計 12名
4. 案件 町村合併に基づく農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

（法）農業委員会等に関する法律
（施）農業委員会等に関する法律施行令

農業委員会の数について 1つ（法第3条第1号）

（検討事項）

1. 委員の任期について 平成17年7月19日までとする。
理由： 現委員の任期は3町とも同一であり、全国統一選挙の平成17年7月19日までとする。

2. 農業委員の定数（選挙委員） 20人以内（法7条1号、施第2条の2）
理由： 地区の農家数1,854戸を、秋田県における選挙委員一人当りの平均農家数93戸で割って算出した。

3. 農業委員の定数（選任委員） 6名
理由： この管内に秋田みなみ、あきた湖東と農協は2つあるので2名（法第12条第1号）決定
共済組合は秋田地域農業共済が1つであり1名（法第12条第1号）決定
市議会が推薦した学識経験者として旧町から各1名の3名とする。（法第12条第2号）5名以内

4. 選挙区について 3選挙区（法第10条の2、施第5条）
理由： 農地の地域的な実情を考慮し、当面は旧町単位に選挙区を設置する。
選挙区の設置による委員の定数は、平成16年3月31日に確定する登録選挙人の人数により調整する。
将来は1つの選挙区とする方向で検討する。

3. 在任特例後、最初に行われる選挙は、農業委員会に旧町単位とする選挙区を設置する。
ただし、各選挙区の委員の定数は、平成16年3月31日確定する登録選挙人の数により調整する。

協議第47号

国際交流事業の取扱いについて

国際交流事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 3月26日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

国際交流事業については、新市において調整する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 1

協議事項	国際交流事業	関係項目	
調整内容	国際交流事業については、新市において調整する。		

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
国際交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県国際交流事業への参加 ・天王町国際交流協会への助成 天王町国際交流協会事業内容(平成15年度) ・日本語教室 ・国際理解の集い(講演会) ・クリスマスパーティー ・スピーチ交流会 他 ・外国語講座 平成15年度 英会話教室 講師 ALT 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県国際交流事業への参加 ・外国語講座 平成15年度 韓国講座 講師 民間人 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県国際交流事業への参加 ・外国語講座 平成15年度 英会話教室 講師 ALT 	新市において調整する。

協議第48号

納税関係事業の取扱いについて

納税関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 3月26日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

- 1．納税貯蓄組合補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。
- 2．納税貯蓄組合連合会については、新市において統合できるように調整に努める。補助金については、新市において調整する。
- 3．法人納税組合に対する補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。
- 4．確定申告納税相談については、当面、現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 4

協議事項	納税関係事業	関係項目	
調整内容	1 納税貯蓄組合補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。 2 納税貯蓄組合連合会については、新市において統合できるように調整に努める。補助金については、新市において調整する。 3 法人納税組合に対する補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。 4 確定申告納税相談については、当面、現行のとおりとする。		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
納税貯蓄組合	・規約、規定等 天王町納税貯蓄組合補助金規則 ・組合数 60 組合 ・補助金交付 6,858,060 円 (平成14年度決算額)	・規約、規定等 なし	・規約、規定等 飯田川町納税貯蓄組合奨励規則 ・組合数 28 組合 ・奨励金交付 5,137,545 円 (平成14年度決算額) *平成15年度をもって廃止予定	納税貯蓄組合補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
納税貯蓄組合 連合会	<p>天王町納税貯蓄組合連合会規約</p> <p>・天王町納税貯蓄組合連合会 補助金 180,000 円 (平成14年度決算額)</p> <p>役員 会長1名、副会長1名、 理事5名、監事3名 会計書記2名</p>	<p>昭和町納税貯蓄組合連合会規約</p> <p>・昭和町納税貯蓄組合連合会 補助金 0 円</p> <p>役員 会長1名、副会長1名、 理事5名、監事2名</p>	<p>飯田川町納税貯蓄組合連合会規約</p> <p>・飯田川町納税貯蓄組合連合会 補助金 144,000 円 (平成14年度決算額)</p> <p>役員 会長1名、副会長1名、 理事6名、監事3名、 会計1名、幹事2名、顧問1名</p>	<p>新市において統合できる ように調整に努める。 補助金については、 新市において、調整する。</p>
法人納税組合			<p>・飯田川町法人納税組合 1 組合 補助金 100,000 円 (平成14年度決算額)</p>	<p>当面、現行のとおりとし、 新市において調整する。</p>
確定申告納税 相談会場	<p>18カ所</p> <p>勤労青少年ホ - ム 大崎ことぶき荘 追分地区児童館 羽立ことぶき荘 出戸新町ことぶき荘 塩口ことぶき荘 上出戸分館 江川ことぶき荘 下出戸分館 天王ことぶき荘 三軒屋ことぶき荘 羽立北野分館 細谷ことぶき荘 児玉ことぶき荘 蒲沼ことぶき荘 天王町公民館 二田農村婦人の家 天王本郷コミュニ ティセンタ -</p>	<p>5カ所</p> <p>昭和町役場 南部児童館 上虻川集落農事集会所 豊川コミュニティ 湖南交流センタ -</p>	<p>1カ所</p> <p>飯田川町役場</p>	<p>当面、現行のとおりと する。</p>

交通関係事業の取扱いについて

交通関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 3月26日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

交通関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 地方バス路線維持のための公共交通機関の確保については、当面、現行のとおりとし、新市において運行路線等を検討する。
2. JR駅の管理委託については、新市において調整する。
3. 交通安全対策協議会、交通指導隊については、新市において設置する。
4. チャイルドシート購入補助については、天王町の例による。
5. 防犯指導隊員については、新市において設置する。
6. 既存防犯灯は新市で管理する。新規防犯灯に係る受益者負担金については合併時まで調整する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号24 - 6

協議事項	交通関係事業	関係項目
調整内容	<p>交通関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方バス路線維持のための公共交通機関の確保については、当面、現行のとおりとし、新市において運行路線等を検討する。 2. JR駅の管理委託については、新市において調整する。 3. 交通安全対策協議会、交通指導隊については、新市において設置する。 4. チャイルドシート購入補助については、天王町の例による。 5. 防犯指導隊員については、新市において設置する。 6. 既存防犯灯は新市で管理する。新規防犯灯に係る受益者負担金については合併時まで調整する。 	

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
公共交通機関の確保	地方バス路線の維持 追分線・大湫西線・男鹿温泉線・船川線 マイタウン・バスの運行 塩口線	地方バス路線の維持 五城目線 マイタウン・バスの運行 豊川線・野村大清水線	地方バス路線の維持 五城目線 マイタウン・バスの運行 井川線	当面、現行のとおりとし 新市において運行路線 等を検討する。 新市において調整する。
	JR駅の管理委託 二田駅 発券業務時間 午前8:00から午後6:00まで 委託人数 3人	JR駅の管理委託 大久保駅 発券業務時間 午前7:00から午後6:30まで 委託人数 3人	JR駅の管理委託 羽後飯塚駅 発券業務時間 午前6:30から午後6:00まで 委託人数 3人	

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
交通安全対策	交通安全対策協議会 委員 69名	交通安全対策協議会 委員 33名	交通安全対策協議会 委員 34名	新市において設置する。
	交通指導隊 隊員 20名 任期 2年	交通指導隊 隊員 10名 任期 2年	交通指導隊 隊員 12名 任期 2年	新市において設置する。
チャイルドシート購入補助	チャイルドシート購入補助 町内の就学前乳幼児に、チャイルドシートを購入した保護者に対して、乳幼児1人につき1台までの補助。 購入価格の1/2補助とし、15,000円を上限 14年度 98件		チャイルドシート購入補助 町内の就学前乳幼児に、チャイルドシートを購入した保護者に対して、乳幼児1人につき1台までの補助。 購入価格の1/2補助とし、3,000円を上限 14年度 4件	天王町の例による。
防犯対策	防犯指導隊員 指導員 10名 任期 2年	防犯指導隊員 指導員 5名 任期 2年	防犯指導隊員 指導員 5名 任期 2年	新市において設置する。
	防犯灯設置 防犯灯 54基設置 (14年度実績)	防犯灯設置 防犯灯 4基 (14年度実績) (受益者負担金1/2)	防犯灯設置 防犯灯 2基 (14年度実績)	既存防犯灯は新市で管理する。新規防犯灯に係る受益者負担金については合併時まで調整する。

高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 3月26日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 国又は県等が定める制度については、事業実施要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。<ol style="list-style-type: none">(1) 老人日常生活用具給付事業、家族介護慰労金については、現行のとおりとする。(2) 家族介護用品支給事業については、昭和町・飯田川町の例による。(3) 在宅介護支援センターについては、基幹型は天王町に1カ所、地域型は旧町3カ所とする。(4) 緊急通報体制等整備事業等に関しては、合併時まで調整する。2. 各町独自に制度の充実に努めている事業については、従来の実績を尊重し、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。<ol style="list-style-type: none">(1) 敬老式については、年内満75歳以上を対象に、当面は、旧町ごとに実施することとし、内容等を新市において調整する。(2) 金婚式については、合併時に廃止する。(3) 在宅高齢者等介護手当支給事業については、合併時に廃止する。(4) 長寿祝金については、合併時に再編する。 |
|--|

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24-10

協議事項	高齢者福祉事業	関係項目
調整内容	<p>1. 国又は県等が定める制度については、事業実施要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。</p> <p>(1) 老人日常生活用具給付事業、家族介護慰労金については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 家族介護用品支給事業については、昭和町・飯田川町の例による。</p> <p>(3) 在宅介護支援センターについては、基幹型は天王町に1カ所、地域型は旧町3カ所とする。</p> <p>(4) 緊急通報体制等整備事業等に関しては、合併時までに調整する。</p> <p>2. 各町独自に制度の充実に努めている事業については、従来の実績を尊重し、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。</p> <p>(1) 敬老式については、満75歳以上を対象に、当面は、旧町ごとに実施することとし、内容等を新市において調整する。</p> <p>(2) 金婚式については、合併時に廃止する。</p> <p>(3) 在宅高齢者等介護手当支給事業については、合併時に廃止する。</p> <p>(4) 長寿祝金については、合併時に再編する。</p>	

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
老人日常生活用具給付事業	<p>対象者 概ね65歳以上の低所得者のひとり暮らし老人等</p> <p>給付用具 電磁調理器、自動消火器 火災報知器</p> <p>貸与用具 老人用電話(加入権)</p> <p>負担額 用具の給付を受けた者の生計中心者等の前年の所得税課税状況により負担する(6区分)</p>	左に同じ	左に同じ	現行のとおり
家族介護慰労金	<p>対象者 要介護度4又は5に相当する町民税非課税世帯で過去1年間介護サービスを受けなかった世帯</p> <p>支給額 年額 100,000円</p>	左に同じ	左に同じ	現行のとおり
家族介護用品支給事業	<p>対象者 要介護1～5認定者世帯で町民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族</p> <p>内容 現物支給で年75,000円/人 限度</p> <p>利用者数 18人(平成14年度・実人員)</p>	<p>対象者 要介護4・5で認定された世帯で町民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族</p> <p>内容 現物支給で年75,000円/人 限度</p> <p>利用者数 7人(平成14年度・実人員)</p>	左に同じ	昭和町・飯田川町の例による。
在宅介護支援センター	<p>基幹型 基幹型在宅介護支援センター 1ヶ所 (実施主体:天王町)</p> <p>地域型 地域型在宅介護支援センター 1ヶ所 (委託:社会福祉法人敬仁会)</p>	<p>地域型 地域型在宅介護支援センター 1ヶ所 (委託先:社会福祉法人昭和ふくし会)</p>	<p>利用者数 0人(平成14年度・実人員)</p> <p>基幹型 小規模基幹型在宅介護支援センター 1ヶ所 (委託先:社会福祉法人ふたあ福祉会)</p> <p>地域型 地域型在宅介護支援センター 1ヶ所 (委託先:社会福祉法人ふたあ福祉会)</p>	基幹型は天王町に1ヶ所、地域型は旧町3ヶ所とする。

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
緊急通報体制等整備事業	<p>対象者 概ね65歳以上で低所得の単身老人</p> <p>内容 ふれあい安心電話 設置台数 35台</p>	<p>対象者 概ね65歳以上のひとり暮らし老人及び高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者</p> <p>内容 ふれあい安心電話 設置台数 65台</p>	<p style="text-align: center;">左に同じ</p> <p>設置台数 27台</p>	合併時まで調整する。
生きがい活動支援通所事業	<p>対象者 概ね60歳以上で介護保険対象外の一人暮らし老人等</p> <p>内容 給食サービス、入浴サービス、日常動作訓練 趣味創作活動等</p> <p>委託先 社会福祉法人 敬仁会 利用料 1人1日あたり 300円 (食事、入浴、送迎それぞれ40円加算) 利用者数 3人(平成14年度・実人員)</p>	<p>対象者 概ね60歳以上で介護保険対象外の一人暮らし老人等</p> <p>内容 給食サービス、入浴サービス、日常動作訓練 趣味創作活動等</p> <p>委託先 社会福祉法人昭和ふくし会 利用料 1人1日あたり 502円 利用者数 7人(平成14年度・実人員)</p>	<p>対象者 概ね60歳以上で介護保険対象外の一人暮らし老人等</p> <p>内容 給食サービス、入浴サービス、日常動作訓練 趣味創作活動等</p> <p>委託先 社会福祉法人 ふたあら福祉会 利用料 1人1日あたり 710円 (1割負担分 560円、食事負担分 150円) 利用者数 1人(平成14年度・実人員)</p>	合併時まで調整する。
生活管理指導員派遣事業	<p>対象者 おおむね65歳以上の高齢者で要介護・要支援と判定された以外の者で訪問による支援・指導が必要とされる者</p> <p>利用料 1時間 414円 (被保護者及び生活中心者の町民税が非課税の場合はなし) 利用者数 0人(平成14年度)</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上の高齢者で要介護・要支援と判定された以外の者で訪問による支援・指導が必要とされる者</p> <p>利用料 介護報酬の10%を負担 利用者数 1人(平成14年度)</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上の高齢者で要介護・要支援と判定された以外の者で訪問による支援・指導が必要とされる者</p> <p>利用料 家事援助 1時間 150円 (生活保護世帯 なし) 利用者数 4人(平成14年度)</p>	合併時まで調整する。
軽度生活援助事業	<p>対象者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、これに準ずる高齢者の世帯で日常生活上の支援が必要とされる者</p> <p>補助額 1時間 80円(被保護者 無料) 利用者数 2人(平成14年度・実人員)</p>		<p style="text-align: center;">天王町に同じ</p> <p>利用者数 29人(平成14年度・実人員)</p>	合併時まで調整する。
配食サービス事業	<p>対象者 65歳以上の単身世帯等 内 容 1人当たり 週1回 利用料 1食350円</p> <p>委託先 社会福祉法人 敬仁会 天王町社会福祉協議会 利用者数 109人(平成14年度・実人員)</p>	<p>対象者 65歳以上の単身世帯等 内 容 1人当たり 週1回 利用料 1食300円 生活保護世帯及び町長が認めた者は1食200円</p> <p>委託先 JAあきた湖東 利用者数 93人(平成14年度・実人員)</p>	<p>対象者 65歳以上の単身世帯等 内 容 週5日 昼・夕の1日2回 利用料 1食400円</p> <p>委託先 社会福祉法人 ふたあら福祉会 利用者数 26人(平成14年度・実人員)</p>	合併時まで調整する。

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	天王町	昭和町	飯田川町	
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	<p>対象者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等で老衰や心身の障害及び傷病等の理由により寝具類の衛生管理が困難な者 利用者数 46人(平成14年度・実人員)</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等で老衰や心身の障害及び傷病等の理由により寝具類の衛生管理が困難な者 利用者数 0人(平成14年度)</p>	<p>対象者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯等で老衰や心身の障害及び傷病等の理由により寝具類の衛生管理が困難な者 利用者数 1人(平成14年度・実人員)</p>	合併時まで調整する。
敬老式(会)	<p>実施日 平成15年9月 全町 場 所 天王町総合体育館 対象者 年内に満70歳以上 内 容 式典とアトラクション 記念品 満80歳にハト杖 式典出席者にはくらら入浴券を贈呈</p>	<p>実施日 平成15年9月 全町 場 所 昭和町民体育センター 対象者 年内に数え75歳以上 内 容 式典とアトラクション 記念品 米寿(88歳)に寿状 喜寿(77歳)に寿状 80歳に折りたたみ杖</p>	<p>実施日 平成15年6月 全町 場 所 飯田川町公民館 対象者 年内に数え70歳以上 内 容 式典とアトラクション 記念品 米寿(88歳)に寿状、記念品 夫婦おめでとくに寿状、記念品 80歳に寿状、ハト杖、記念品</p>	敬老式は9月に開催し、会場は旧町ごとに行い、対象者年齢は満75歳以上にする。
金婚式		<p>実施日 平成15年9月 場 所 昭和町民体育センター 内 容 敬老式と合同 記念品 祝状、記念品 対象者 16組(H15年度)</p>	<p>実施日 平成15年9月 場 所 八郎潟ハイツ 内 容 式典 記念品 祝状、記念品、記念写真 対象者 19組(H15年度)</p>	合併時に廃止する。
在宅高齢者等介護手当支給事業		<p>対象者 6ヶ月以上昭和町に住所を有する者で高齢者等を常時介護している者。但し、当該高齢者が3ヶ月以上病院や介護保険施設等に入院・入所している場合は支給しない。 支給額 月 3,000円 7.11.3月支給 受給者 145人(平成14年度・延人数)</p>	<p>対象者 3ヶ月以上町に居住していて、寝たきり、またはこれに準ずる状態にあり在宅での療養で生活が3ヶ月以上継続し、今後も継続する者 支給額 月 3,000円 7.11.3月支給 紙おむつ 購入経費の20%助成(7.11.3月支給) 受給者 59人(平成14年度・延人数)</p>	合併時に廃止する。

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

事務事業名	現 況			具体的な調整方法																																																														
	天王町	昭和町	飯田川町																																																															
長寿祝金等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">支給額表(平成15年度)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年 齢</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">満101歳以上</td> <td style="text-align: center;">100,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満100歳</td> <td style="text-align: center;">300,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満99歳</td> <td style="text-align: center;">30,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満95歳</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満90歳</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満88歳</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満77歳</td> <td style="text-align: center;">10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>100歳は5年以上の在住者 77歳以上は1年以上の在住者</p>	支給額表(平成15年度)		年 齢	金 額	満101歳以上	100,000 円	満100歳	300,000 円	満99歳	30,000 円	満95歳	 	満90歳	 	満88歳	20,000 円	満77歳	10,000 円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">支給額表(平成15年度)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年 齢</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">満101歳以上</td> <td style="text-align: center;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満100歳</td> <td style="text-align: center;">10,000 円 100,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満85歳～99歳</td> <td style="text-align: center;">3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>100歳上段は10年未満の在住者 100歳下段は10年以上の在住者</p>	支給額表(平成15年度)		年 齢	金 額	満101歳以上	10,000 円	満100歳	10,000 円 100,000 円	満85歳～99歳	3,000 円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">支給額表(平成15年度)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年 齢</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">満101歳以上</td> <td style="text-align: center;">100,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満100歳</td> <td style="text-align: center;">1,000,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満99歳</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満95歳</td> <td style="text-align: center;">50,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満90歳</td> <td style="text-align: center;">30,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満88歳</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満77歳</td> <td style="text-align: center;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外の満80歳以上</td> <td style="text-align: center;">6,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>支給対象者は、10年以上の在住者</p>	支給額表(平成15年度)		年 齢	金 額	満101歳以上	100,000 円	満100歳	1,000,000 円	満99歳	 	満95歳	50,000 円	満90歳	30,000 円	満88歳	20,000 円	満77歳	5,000 円	上記以外の満80歳以上	6,000 円	<p>合併時に再編する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">支給額表</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年 齢</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">満101歳以上</td> <td style="text-align: center;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満100歳</td> <td style="text-align: center;">100,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満99歳</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満88歳</td> <td style="text-align: center;">10,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満77歳</td> <td style="text-align: center;">5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>支給対象者等については、 合併時まで調整する。</p>	支給額表		年 齢	金 額	満101歳以上	10,000 円	満100歳	100,000 円	満99歳	20,000 円	満88歳	10,000 円	満77歳	5,000 円
支給額表(平成15年度)																																																																		
年 齢	金 額																																																																	
満101歳以上	100,000 円																																																																	
満100歳	300,000 円																																																																	
満99歳	30,000 円																																																																	
満95歳	 																																																																	
満90歳	 																																																																	
満88歳	20,000 円																																																																	
満77歳	10,000 円																																																																	
支給額表(平成15年度)																																																																		
年 齢	金 額																																																																	
満101歳以上	10,000 円																																																																	
満100歳	10,000 円 100,000 円																																																																	
満85歳～99歳	3,000 円																																																																	
支給額表(平成15年度)																																																																		
年 齢	金 額																																																																	
満101歳以上	100,000 円																																																																	
満100歳	1,000,000 円																																																																	
満99歳	 																																																																	
満95歳	50,000 円																																																																	
満90歳	30,000 円																																																																	
満88歳	20,000 円																																																																	
満77歳	5,000 円																																																																	
上記以外の満80歳以上	6,000 円																																																																	
支給額表																																																																		
年 齢	金 額																																																																	
満101歳以上	10,000 円																																																																	
満100歳	100,000 円																																																																	
満99歳	20,000 円																																																																	
満88歳	10,000 円																																																																	
満77歳	5,000 円																																																																	

協議第51号

社会福祉協議会の取扱いについて

社会福祉協議会の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 3月26日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

社会福祉協議会への事業委託については、社会福祉協議会の実情を尊重しながら、調整に努める。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 15

協議事項	社会福祉協議会	関係項目	
調整内容	社会福祉協議会への事業委託については、社会福祉協議会の実情を尊重しながら、調整に努める。		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
委託事業	緊急通報システムふれあい安心電話 配食サービス 家族介護者交流会 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 介護用品支給 家族介護教室 軽度生活援助事業 生活管理指導員派遣事業 住宅改修支援事業 高齢者心配事相談室	緊急通報システムふれあい安心電話 家族介護者交流会 介護用品支給 生活管理指導員派遣事業 高齢者心配事相談室	緊急通報システムふれあい安心電話 家族介護者交流会 軽度生活援助事業 生活管理指導員派遣事業 高齢者心配事相談室	社会福祉協議会の実情を尊重しながら、調整に努める。 なお、事業委託については、 、 、 、 、 、 、 とする。

参考資料

名称	社会福祉法人 天王町社会福祉協議会	社会福祉法人 昭和町社会福祉協議会	社会福祉法人 飯田川町社会福祉協議会
事務所の位置	天王町天王字上江川47-441 (天王町福祉センター内)	昭和町大久保字堤の上91-7	飯田川町和田妹川字千刈8-2 (飯田川町保健福祉センター内)
理事、評議員、監事	・理事定数 11名 ・評議員定数 40名 ・監事定数 2名	・理事定数 12名 ・評議員定数 30名 ・監事定数 3名 ・顧問 1名	・理事定数 10名 ・評議員定数 21名 ・監事定数 2名
職員	・職員 9名 ・臨時職員 3名 ・パートヘルパー 6名	・職員 8名 ・臨時職員 2名 ・パートヘルパー 5名	・職員 4名 ・臨時職員 3名 ・パートヘルパー 3名

協議第52号

勤労者、消費者関連事業の取扱いについて

勤労者、消費者関連事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年 3月26日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

1. 勤労者関連事業については、勤労者の支援の観点から、引き続き福祉増進に努める。
2. 消費者関連事業については、消費者保護の観点から、引き続き施策等の推進に努める。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 21

協議事項	勤労者、消費者関連事業	関係項目	
調整内容	1. 勤労者関連事業については、勤労者の支援の観点から、引き続き福祉増進に努める。 2. 消費者関連事業については、消費者保護の観点から、引き続き施策等の推進に努める。		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
勤労者関連事業	勤労青少年ホーム 事業の目的 勤労青少年の福祉増進 事業の概要 勤労青少年の福祉増進と健全な育成を図るため開設、健全な余暇活動の場として提供 休館日 12月28日～1月3日、日曜日、祝祭日 利用時間 午前9時～午後9時 職員体制 館長 1名、指導員 利用の範囲 勤労青少年。ただし、利用に支障がない時はその他の者も利用可能。			現行のとおり
消費者関連事業	消費者行政 消費生活相談 ・契約に係るトラブルの相談 ・クーリングオフの指導 ・消費生活の苦情相談 消費者問題に係る啓発活動 ・消費者被害の未然防止 ・広報等による情報提供 秋田県生活センターとの連携 ・解決困難な苦情相談等は、秋田県生活センターと連携して対処する。	左に同じ	左に同じ	現行のとおり

協議第53号

平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事業計画（案）について

平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事業計画（案）について、次のとおり提案する。

平成16年 3月26日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

平成 年 月 日確認

平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事業計画（案）

本年度は次の事業を実施し、新市建設計画の作成及び合併協定書の調印に向けて必要な調査研究、また3町住民の理解を深めるため積極的な情報提供に努めていきます。

- 1．協議会及び幹事会等の開催
- 2．合併協定項目の調整
- 3．新市建設計画の作成
- 4．住民説明会の開催
- 5．事務事業の調整及び一元化
- 6．新例規の立案
- 7．電算業務の調整と一元化
- 8．協議会だよりの発行及びホームページの作成
- 9．その他必要な事項

次回開催日について

第13回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 4月15日(木) 午後2時~

開催場所 昭和町農村環境改善センター

第14回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 5月20日(木) 午後2時~

開催場所 天王町福祉センター

第15回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 6月17日(木) 午後2時~

開催場所 飯田川町公民館